

リレーションサロン 東京



〒104-0031
東京都中央区京橋二丁目5番15号
京橋RKビル 2階

リレーションサロン 名古屋



〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目13番7号
西柳パークビル 4階

リレーションサロン 大阪



〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号
大阪駅前第4ビル24階

リレーションサロン 西宮



〒663-8245
兵庫県西宮市津門呉羽町2番10号
グランピア今津102

リレーションサロン 福井



〒914-0063
福井県敦賀市神楽町1-4-21

リレーションサロン 福岡



〒812-0013
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目1番4号
タカ福岡ビル 3階

【お問合せ先】一般社団法人 日本リレーションサポート協会

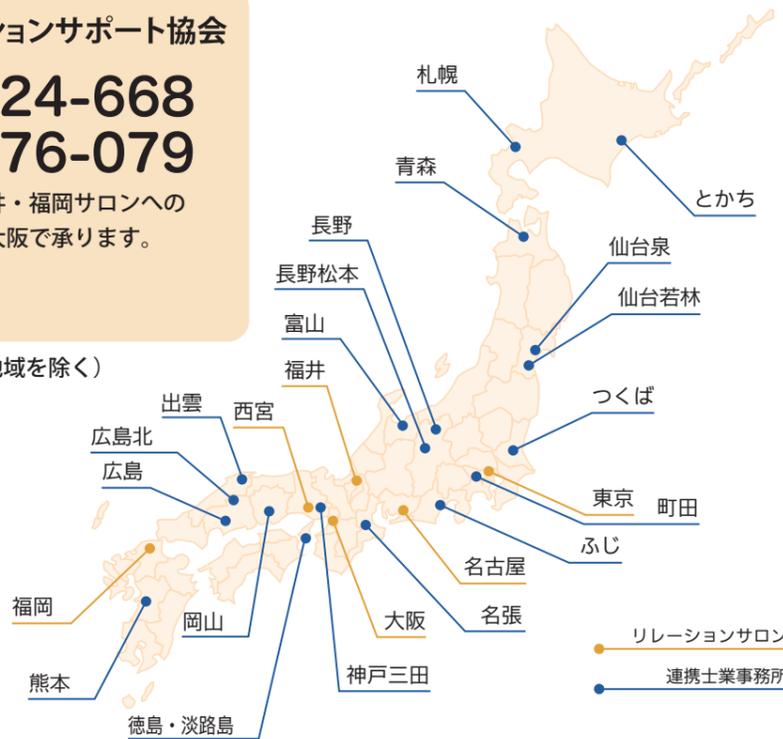
東京サロン 0120-224-668
大阪サロン 0120-076-079
名古屋サロン
西宮サロン
福井サロン
福岡サロン

※ご相談対応エリア：全国対応（離島含む一部の地域を除く）
上記を除くエリアは東京・大阪にて承ります。

《お問い合わせ》

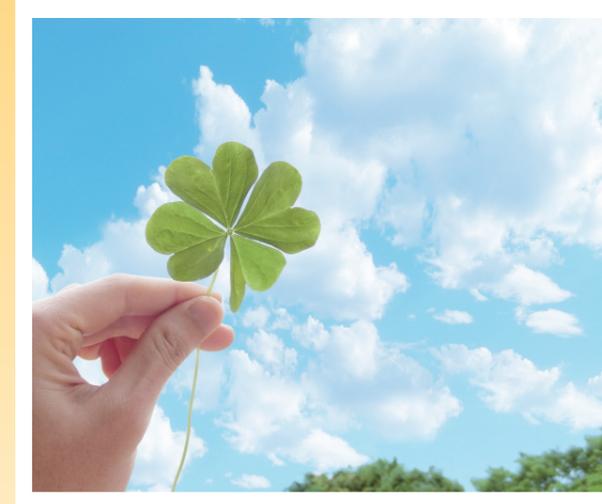
一般社団法人 日本リレーションサポート協会
Webサイト：<https://relation.or.jp/>

リレーションサポート協会 検索



身元保証・任意後見 死後事務委任契約 日常生活サポート

シニアとそのご家族の心配ごとを解決し、
安心して生活できるようお手伝いします。



お客様とのご契約が成りたった日。いつも私たちは気持ちをあらたにします。
最期まで家族のように笑顔でお話しできる関係でありますようにと。
「あなたの話を聴いて、少し心が軽くなったわ」とお客様やそのご家族様にご安心いただけますように
私たちは寄り添うご相談を大切にしています。



あんしん身元保証サービス (フルセットプラン) おひとりさまを「家族のように」サポートします

「あんしん身元保証サービス」は、特に相続人がいない「おひとり様」のために全てのサポートを包括したプランです。高齢の方が、老人ホームなどへ入居するには「身元保証人」が必要となります。身元保証人は、施設利用料の保証、退去時のお引取り、緊急時の対応などを行います。



このような方はぜひご相談ください

- 身元保証人になってくれる人がいない
- 夫婦または、兄弟で、身元保証人になっているが、高齢で今後が不安
- 疎遠の親戚はいるが、身元保証人は頼みづらい
- 安心できる人に今後のサポートを全て頼みたい
- 子供に迷惑はかけたくない
- 誰に何を相談したらいいのかわからない…老後生活の良きアドバイザーがほしい

《 あんしん身元保証サービス フルセットプラン 料金表 》

終身コンサルティング料 (契約に関わる事務手数料)	418,000 円
法的手続き費用 (契約書作成手数料)	528,000 円 <small>(ご家族のご協力があれば 308,000 円～) ※公証人費用は別途</small>
身元保証料	330,000 円 <small>(施設費用未定の場合・基本は月額施設料金の2か月分)</small>
初期費用計	1,276,000 円 (概算)

上記税込み価格



預託金
(信託会社で安全に保管します)

最低 **770,000円** ~ (税込み)
(ご葬儀・ご納骨につきご指定がない場合)

ご葬儀・ご納骨・お荷物撤去などの費用です



日常生活サポートサービス
(ご希望の方に)

入院・入居などのお手続き代行・通院時の付き添いなどのサービス

※ご依頼によって料金が発生いたします

《 法的手続き費用の内訳 》

	法的契約	内容	金額	ご親族のご協力
①	身元保証委託契約	ご本人様から弊協会へ身元保証を依頼する契約。原則②～⑤と一体のもの	88,000 円	ある 308,000 円
②	公正証書遺言	ご本人様のご遺志を相続手続きに反映させるもの	110,000 円	
③	死後事務委任契約	ご本人様が亡くなった後のご葬儀やご納骨などの手続きを承る契約	110,000 円	
④	財産管理委任契約	ご本人様のご希望に応じて、司法書士法人、行政書士法人がお預かり管理	55,000 円	ない
⑤	任意後見契約	ご本人様の判断能力が衰えた場合に備え、司法書士法人、行政書士法人が任意後見人候補者となり承る契約	165,000 円	

上記税込み価格

《 身元保証人の役割 》



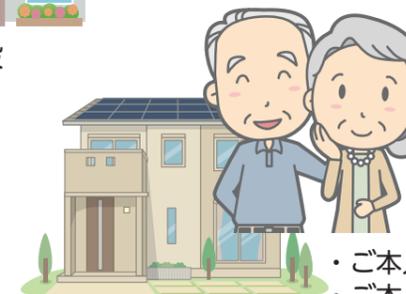
施設

- ・施設利用料などの債務保証
- ・ケアプランの同意
- ・死亡時のご遺体の引き取り



病院

- ・入院費などの債務保証
- ・診療方針の説明の同席
- ・死亡時のご遺体の引き取り



ご自宅

- ・ご本人の意思が明確で判断能力がある
- ・ご本人が契約をする

死後事務委任契約 (シンプルプラン)

亡くなった後は、葬儀等だけでなく、医療費の清算・賃貸住宅の解約など様々な事務処理が必要になります。身寄りのない方や、親族と疎遠になっていて最期の依頼が出来ない方が生前の段階で、あえて第三者に手続きを委任する契約を「死後事務委任契約」と言います。



このような方はぜひご相談ください

- 亡くなった後のことをあれこれ心配したくない
- 残された家族の負担を軽減したい
- 身辺整理の対応が心配
- 亡くなった後の各種事務手続きをお願いしたい
- 施設の退所手続き、公共料金の解約もお願いしたい

《 死後事務委任契約費用 》

法的契約	内容	金額 (税込み)
終身コンサルティング料	契約に関わる事務手数料となります	110,000 円
死後事務委任契約	ご本人様が亡くなった後のご葬儀やご納骨などの手続きを承る契約	110,000 円
公証役場手数料		約 20,000 円



《 預託金 》

	内容	金額 (税込み)
預託金	ご葬儀費用・ご納骨費用・遺品整理等の実費	770,000 円～

ご葬儀・ご納骨につきご指定がない場合となります。



《 手続き費用 》

《 お支払方法は3種類 》

①	全額をご生前にお支払いいただきます。※余剰金は相続財産にご返金します。
②	相続財産の中からお支払いいただく事も可能です。※公正証書遺言作成と同時である必要があります。
③	生命保険を活用してのお支払い。※別途ご相談ください。

《 手続き費用 》

手続きの種類	内容	報酬 (税込み) ※実費は別途
役所への死亡届の提出	①死亡届の提出依頼 ②埋火葬許可証の申請 ③戸籍関係の諸手続き	33,000 円
健康保険・公的年金等の資格抹消手続き		55,000 円
病院・医療施設の退院・退所手続き・清算		55,000 円～ 88,000 円
葬儀・火葬に関する手続	①同左手続き ②訃報連絡、喪主代行	110,000 円～ 330,000 円
埋葬・散骨等に関する手続	①埋葬・散骨 ②墓じまい	55,000 円～
勤務先企業・機関の退職手続	①退職手続き・未払い賃金の受領 ②年末調整手続 ③健康保険・社会保険の資格抹消手続き	※55,000 円～ 88,000 円
車両の名義変更・廃車手続	①車両の廃車・名義抹消 ②名義変更	33,000 円
行政機関発行の資格証明書等返納手続	免許証・パスポート等	1 件につき、16,500 円
住居引越しまでの管理	①賃料清算・明渡し手続き ②駐車場解約	※55,000 円～ 88,000 円
遺品整理の手配 (提携業者)	①遺品の撤去 ②形見分け・寄付等	110,000 円
公共サービス等の解約・清算手続	電気・ガス・水道・電話・新聞・クレジットカード等の解約・清算	1 契約につき、16,500 円
住民税・固定資産税等の納税手続		1 件につき、22,000 円
生命保険の手続	保険金の請求・受取人へのお渡し	1 件あたり、55,000 円
PC、携帯電話等の情報端末・廃棄手続き		1 件あたり、22,000 円
ペットの引渡し手続	①生前依頼された方への連絡・引渡し ②それまでのお世話	110,000 円
関係者への死亡通知・連絡		1 件あたり、11,000 円

遺言書を書く事で、相続トラブルを事前に回避できるのはもちろん、大切な人に自分の想いを届けることが出来、気持ちの整理にも繋がります。



《 公正証書遺言作成支援費用 》

証人2名が必要となりますが、プロがかかわり安心して遺言を残すことができます。

名称	金額 (税込み)
作成支援費 財産の価額 ～1億円以下	110,000円
作成支援費 財産の価額 1億円超～3億円以下	132,000円
作成支援費 財産の価額 3億円超	154,000円
証人立会費用(1名につき)※1	11,000円～
公正証書遺言の検索	11,000円
正本・謄本交付請求	11,000円

※遺言書作成に必要な戸籍等を弊社で取得する場合、1通2,200円(実費別)

※公証人の費用は別途実費が必要となります。

※弊法人グループの司法書士法人、行政書士法人が遺言執行者に就任した場合、執行時に別途「遺言執行に関する手続き費用」がかかります。

《 自筆証書遺言作成支援費用 》

ご自身で遺言作成にチャレンジしたい方には

名称	金額 (税込み)
自筆証書遺言作成支援(トータル支援)	198,000円
財産目録作成(～3億円以内)※財産総額/目録財産個数等による	55,000円～
自筆証書遺言の保管(年間)	6,600円
法務局保管制度サポート	11,000円
法務局への同行が必要な場合※1	11,000円～

※1 移動時間片道1時間以内、30分ごとに5,000円加算となります。

今はまだ判断能力は十分だが、将来のことを考えて、予め財産管理や契約をおこなう人(任意後見人)を決めておきたいという時に利用できる制度です。



任意後見契約のメリット

- 自分が信頼できる人を後見人に選ぶことができる
- 被後見人(本人)の希望に近い柔軟な支援を受けることができる
- 財産管理委任契約とセットで依頼することにより、判断能力があるうちからも財産管理を依頼できる
- 法定後見に比べ専門家の費用負担を軽減できる

任意後見人ができること

- 通帳・不動産の権利証、実印などの重要書類の保管
- 財産の管理・処分
- 本人が利用可能な福祉サービスの受給申請・保険証の交付申請等
- 施設入居契約
- 遺産分割協議
- 不動産の売却
- など

《 任意後見契約 料金表 》

「任意後見契約」と「財産管理委任契約」組み合わせた「移行型任意後見契約」でさらに安心

名称	金額 (税込み)
任意後見契約締結支援(親戚や知人と契約の場合の支援)	88,000円
財産管理委任契約	55,000円
任意後見契約締結(当グループと締結する場合)	165,000円
任意後見監督人選任申立手続き	110,000円

※「財産管理契約とは、本人の希望に応じて財産を管理する契約。老人ホームやサ高住に入居する際に、施設に預貯金などを持ち込めない場合等に、先に管理を依頼できる契約。」

身元保証委託契約 (シンプルプラン)

いきなりフルサポートパックではなく、必要最低限の身元保証サービスを受けたい方や、徐々にサービスを追加したい方は単体の身元保証サービスをご活用下さい。

身元保証人の主な役割

- ① 高齢者施設入居・入院時の身元保証人・連帯保証人
- ② 入居時・入院時の手続き代行
- ③ 亡くなった時の身柄の引き取り



《 身元保証サービス 》

名称	金額 (税込み)
終身コンサルティング料	110,000 円
身元保証委託契約	88,000 円
身元保証料※1	330,000 円
入居中・入院中の事務対応手数料	3,300 円/月～

※1 施設費用未定の場合・基本は月額施設料金の2か月分

| 解約について |

① 身元保証料については、解約の時期に応じて次に定める割合にて返金を行います。

・ 契約締結時から 3 か月以内	身元保証料の 80%
・ 契約締結時から 3 か月以上 1 年以内	身元保証料の 65%
・ 契約締結時から 1 年を超え 3 年以内	身元保証料の 50%
・ 契約締結時から 3 年経過後	返金なし
・ 高齢者施設又は医療機関入所後	返金なし

② 終身コンサルティング料についても①と同様とする。

③ 死後事務委任契約解約については、預託金のみ全額を返金する。

| よくある質問 |

Q. 入居後に認知症になってしまった場合は、面倒をみてくれますか？

A. 契約時に任意後見契約をご契約いただければ、認知症発症後は任意後見人として支援させていただきます。

Q. 亡くなった後の葬儀や手続きはお願いできますか？

A. 死後事務委任契をしていただければ、施設の解約や家財の処分など、亡くなった後もお手伝いさせていただきます。

日常生活サポートサービス

日常生活で不自由を感じるお困りごとをしっかりとサポートします。施設入居や入院の際にもご利用いただけます。

以下のサービスを有料にてお引受けしております

- 入院・入居などの手続き
- 役所などの手続き
- 急病などの緊急支援
- ケアマネージャーとの打ち合わせ
- 病院へ入退院・通院の付き添い
- 介護・福祉施設探しの同行

《 日常生活サポートサービス料金表 》

	依頼日	金額 (税込み)
平日昼間 9時～18時まで	2日前まで早割り	5,500円/1時間
	前日・当日	6,600円/1時間

※土曜・日曜・祝日と夜間(18時～20時まで)×2倍 ※交通費などの実費は別途頂戴いたします。
※リレーションサロン各拠点から片道2時間まで ※各拠点からの移動時間も実費となります。



《 ご希望の方には更に安心をプラス 》

	見守り内容	金額 (税込み)
警備会社による 見守りプラン	センサーが24時間365日見守りを行います。ご自宅で倒れられたり、ケガをなさったりしても駆けつけ、当グループにも連絡が入ります。	2,750 円 (月額)～
弊社スタッフ からのお電話	1回/月	3,300 円 (月額)～
	2回/月	5,500 円 (月額)～
弊社スタッフの ご訪問	1時間	11,000 円～

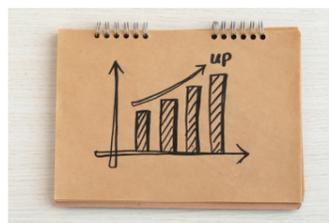
※交通費などの実費は別途頂戴いたします。 ※各拠点からの移動時間も実費となります。



1 運営母体が国家資格者だから安心して
お任せいただけます。
母体は1997年創業の司法書士法人、
行政書士法人です。
司法書士・行政書士には守秘義務があります。



2 経験豊富だから安心。ご対応は
国家資格者とシニアライフカウンセラー
有資格者が中心となります。



3 安心の全国対応。関係者が日本中に
散らばっていても、各地の弊社のグル
ープ拠点がバックアップします

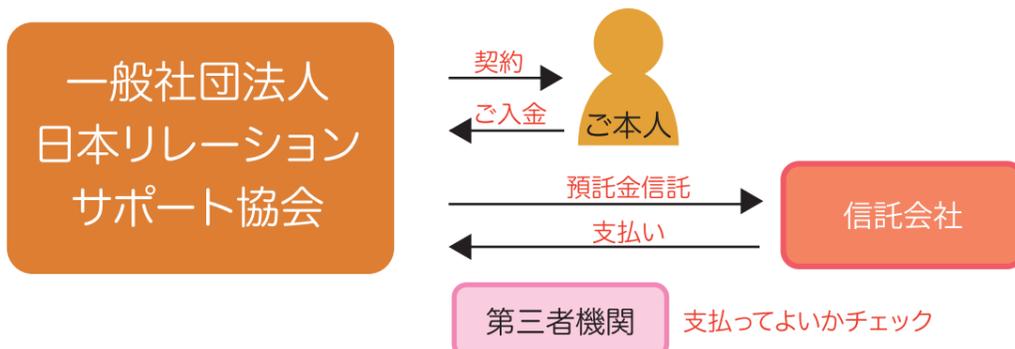


4 「あんしん身元保証サービス」フルセットでも身元保証や
死後事務委任などの必要な分だけでも依頼できるから安心。

5 お預かりする金銭は信託会社へ預託するから安心。

お預かりする金銭は信託会社へ

(第三者機関が支払いをチェックします)



1 STEP

お電話やHP・ラインでのお問い合わせと面談

お電話にて簡単に現在の状況やご希望をお聴きし、後日面談にて、さらに詳しくおうかがいします。まずはお気軽にご連絡下さい。
電話での問い合わせ対応時間は平日9時～18時、HP・LINEは24時間受付中。

【お問合せ先】一般社団法人 日本リレーションサポート協会

東京サロン 0120-224-668

大阪サロン 0120-076-079

名古屋サロン 名古屋・西宮・福井・福岡サロンへのお問合せも東京・大阪で承ります。

西宮サロン

福井サロン

福岡サロン

リレーションサポート協会

公式HP
お問い合わせ



<https://relation.or.jp/>

LINE 公式アカウント

友だち
募集中



※ご相談対応エリア：全国対応（離島含む一部の地域を除く）
上記を除くエリアは東京・大阪にて承ります。

2 STEP

お申込み・審査

身元保証サービス、死後事務委任、任意後見、見守り、生活支援サービスの申込書などをご提出いただき、ご提出資料をもとに審査・決定いたします。

3 STEP

各種契約書の作成・契約の締結

法律上必要となる契約書をグランサクシードグループの司法書士・行政書士が作成し、必要な場合は公証役場で契約を締結いたします。

4 STEP

身元保証サービスほかの開始

ご希望の施設や病院とリレーションサポート協会が、身元保証契約を交わします。



審査基準についてよくある質問

Q 審査基準について詳しく教えてください。

- A
- ① 判断能力があること＝認知症でないこと
 - ② 財産を一定以上お持ちであること
 - ③ 他人に危害を加えないこと（施設での共同生活を平穩に過ごせること）
 - ④ 弊協会の審査基準を満たすこと

以上の4項目ですが、みなさまそれぞれ状況が異なりますので面談にて詳しくおうかがいします。